

2015年12月28日

柳泉園組合管理者
並木 克己 様

市民自治井戸端会議
代表 柳田由紀子
西東京市柳沢 1-14-18
電話 042-461-3246

水銀汚染に関する第三者委員会についての要請書

11月24日に開催された柳泉園議会において、9月1日に発生した水銀汚染に関して原因究明と再発防止に向けた第三者組織の設置を求める当会の陳情が採択されました。また、貴職からも専決処分を含め早急に対応するとの表明がなされました。

日本も含めて締結され、2016年発効の「水銀に関する水俣条約」の基本認識である「水銀および水銀化合物による人為的な排出および放出から人の健康と環境保護をすること」に鑑みても、今回発生した汚染の原因究明と再発防止の取り組みは、徹底して行う必要があります。

また、貴職が住民の福祉の増進を図ることを本旨とする地方自治体の設置する組織の責任者であることから今回の水銀汚染が住民にもたらした事態への徹底した取り組みが必要です。

そこで、第三者委員会に関して以下の要請を行います。

1. 汚染の実態の徹底究明と再発防止には、委員として水銀汚染に関する知見と研究実績をもつ者を入れることが不可欠です。以下の方々を推薦いたします。

池田こみち (株)環境総合研究所 顧問
村田 徳治 (株)循環資源研究所 所長
青木 泰 環境ジャーナリスト

2. 委員会は公開とすること。

ごみ処理施設からの水銀汚染が起こらないよう、関係三市の住民は、汚染のもととなる水銀の含まれるものについて分別の周知と実行が求められてきました。そのため今回の水銀汚染は、住民に貴職および貴組織が行っているごみ処理方法・実態について疑問と不信感を抱かせたことはご存知の

とおりです。今後、住民の分別に対する意欲を削ぐことにもつながります。そうした不信感を払拭し、信頼を回復する手段として、委員会を公開とすることは不可欠です。

3. 委員会の議事録を作成し、公開すること。

上記の2の委員会の公開と同様の理由で、議事録の作成および公開は不可欠です。

4. 委員会の設置目的を確認し、職責を果たすこと。

あつてはならない水銀汚染が発生したことで、税金を投入して委員会を設置することになりました。委員会はその設置目的を確認し、職責を果たすことを求めます。結果、委員会が原因究明を果たし、実効性ある再発防止策を提示することを改めて強く求めます。

以上